

各務原市ニュー福祉機器購入助成事業実施要綱

(平成4年8月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が岐阜県障がい者地域福祉活動促進事業実施要綱（平成4年4月28日付け障第112号岐阜県民生部長通知。以下「県実施要綱」という。）の規定に基づき、ニュー福祉機器（県実施要綱第3の1（2）の表第1欄に掲げる機器をいう。以下「福祉機器」という。）の購入に対する助成（以下「助成」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、市内に住所を有する在宅の身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障がい者をいう。）及び身体障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項の身体に障害のある児童のうち、身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。）で、市長が特に助成の必要があると認めたものとする。

(助成額)

第3条 助成の額は、岐阜県障がい者福祉費補助金交付要綱（平成19年3月30日付け障第1101号岐阜県健康福祉部長通知）別表①（イ）ニュー福祉機器助成事業の基準額とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとするときは、対象者本人又は当該対象者を現に扶養している者が当該対象となる福祉機器を購入しようとするもの（以下「申請者」という。）がニュー福祉機器助成申請書（様式第1号）に当該福祉機器の購入額の見積書を添えて市長に提出するものとする。

(助成の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成の可否を決定し、ニュー福祉機器助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の決定をしたときは、ニュー福祉機器助成事業実施通知書（様式第3号）により当該福祉機器を販売する事業者に通知するものとする。

(費用の助成)

第6条 前条第1項の規定により決定を受けた者は、決定を受けた福祉機器を購入し、購入代金の領収書を添えてニュー福祉機器助成事業実施報告書（様式第4号）を市長に提出し、報告するものとする。

2 市長は、前項のニュー福祉機器助成事業実施報告書の提出があったときは、その内容を審査し、助成額を確定し、ニュー福祉機器助成事業助成額決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、ニュー福祉機器助成請求書（様式第6号）を市長に提出し、助成を受けるものとする。

4 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、助成金額を速やかに申請者の銀行口座へ振り込むものとする。

（助成機器の制限等）

第7条 福祉機器の助成を受けた者は、助成を受けた福祉機器を当初の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、助成を受けた翌年の4月1日から起算して5年間を経過し、かつ、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に違反したと認めた場合は、助成金額の全額又は市長が定める額の返還を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たっては、県実施要綱の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 各務原市重度心身障害者福祉器具及び日常生活用具（品）給付（貸与）要綱（平成3年9月30日決裁）は、廃止する。

3 この要綱の施行前にした廃止前の各務原市重度身体障害者福祉器具及び日常生活用具（品）給付（貸与）要綱の規定による申請及び給付（貸与）の決定は、この要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則（平成29年4月28日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成30年5月15日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

ニュー福祉機器助成申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

(申請者)

住 所

氏 名 ⑩

対象者との続柄

電 話

下記のとおり、ニュー福祉機器の助成を申請します。

対 象 者	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	電 話		
身体障害者手帳		手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日
		障害種別	1種 ・ 2種	障害等級	級
障 害 名					
希 望 ニ ュ ー 福 祉 機 器 名					
希 望 事 業 者	名 称				
	所在地				
	電 話		F A X		
備 考					

様式第2号(第5条関係)

ニュー福祉機器助成決定(却下)通知書

年 月 日

(申請者)

様

各務原市長

さきに申請のありましたニュー福祉機器の助成について、次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

決定番号	第	号	決定年月日	年	月	日		
対象者氏名			身体障害者 手帳番号	第		号		
決定したニュー福祉機器名			ニュー福祉機器 取扱事業者名					
ニュー福祉機器 購入予定額		円	助成限度額		円	助成予定額 ※注意3		円
注意 1. 助成を受けたニュー福祉機器は、当初の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。 ただし、助成を受けた翌年の4月1日から起算して5年間を経過し、かつ、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。 2. 1に違反した場合には、助成金の全部又は一部を返還してもらうことがあります。 3. 助成予定額が記入してあります。物品の購入に要した額に2分の1を乗じた額と、基準額を比較して少ない方が助成額となります。								

☆却下の理由

--

様式第3号(第5条関係)

ニュー福祉機器助成事業実施通知書

年 月 日

(委託事業者名)

御中

各務原市長

見積書を作成した以下のニュー福祉機器の助成については、次のとおり市が助成することとしましたので通知します。

また、ニュー福祉機器の購入代金を受領されましたら、同封してありますニュー福祉機器助成事業実施報告書に必要事項を記入し、領収書とともに対象者にお渡してください。

決定番号	第	号	決定年月日	
対象者氏名			身体障害者 手帳番号	第 号
決定したニュー 福祉機器名			対象者住所 電話番号	
ニュー福祉機器 購入予定額		円	※この制度は、対象者本人に助成することとなっておりますので ニュー福祉機器の購入代金は全額受領してください。	

様式第4号(第6条関係)

ニュー福祉機器助成事業実施報告書

年 月 日

(宛先)各務原市長

(申請者) 住所

氏名

印

年 月 日 付け 第 号で決定を受けたニュー福祉機器助成事業について、下記のとおり実施しましたので報告します。

対象者氏名		対象者住所	
決定を受け 購入したニュー 福祉機器名		支払金額	円
ニュー福祉機器購入年月日	年 月 日		
※ 納入事業者の欄 (事業者の方が記入してください。)			
ニュー福祉機器 納入事業者名 及び 印		納入事業者 担当者名 及び 印	
ニュー福祉機器代金受領日	年 月 日		

事業者発行の領収書をこの欄に貼ってください。

様式第5号(第6条関係)

ニュー福祉機器助成事業助成額決定通知書

年 月 日

(申請者)

様

各務原市長

さきに提出していただきましたニュー福祉機器助成事業実施報告書に基づき審査した結果、下記のとおり助成金を決定しましたので通知します。

つきましては、この写しを添えてニュー福祉機器助成請求書を提出してください。

助成対象者			ニュー福祉機器名		
購入金額	円	助成限度額	円	助成決定額	円

※ただし、助成決定額は購入金額の2分の1（円未満切捨て）と助成限度額を比較して少ない方とする。

様式第6号(第6条関係)

ニュー福祉機器助成請求書

年 月 日

(宛先)各務原市長

住所

氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けたニュー福祉機器助成事業について、ニュー福祉機器助成事業助成額決定通知書を添えて下記のとおり請求します。

請求助成金額

円

助成金 振込先	銀行 金庫 組合	支店	普通 預金	口座番号	口座名義人
------------	----------------	----	----------	--	-------